

資 循 第 5481号
平成31年1月18日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

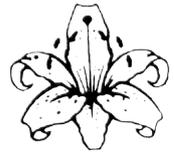
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する
規則について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（神奈川県規則第 号）が平成31年1月18日に公布され、同日から施行されることとなりましたので、貴協会会員に周知いただけますようお願いいたします。

問合せ先
調整グループ 枝浪
電話 (045)210-4149

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成31年1月18日（金曜日）

定期第3056号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ		
○規則		特定非営利活動法人の定款の変更認証申請（政策・NPO協働推進課）	33
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（環境農政・資源循環推進課）	27	指定管理者の公募（国際文化観光・文化課）	33
○告示		指定管理者の公募（3件）（スポーツ・スポーツ課）	34
公印の改刻（総務・文書課）	31	指定管理者の公募（環境農政・自然環境保全課）	35
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	31	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（3件）（産業労働・商業流通課）	36
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	31	都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（県土整備・都市計画課）	36
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除（県土整備・砂防海岸課）	31	都市計画事業施行の周知措置（県土整備・下水道課）	37
○選挙管理委員会告示		開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	37
公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程	31	○入札公告	
○厚木土木事務所長告示		特定調達契約に係る一般競争入札の実施（会計・調達課）	37
河川法第75条第5項の規定に基づく告示	32	落札者等の公告（総務・総務室）	38
○公告		落札者等の公告（産業技術短期大学校）	39
特定非営利活動法人の設立の認証申請（政策・NPO協働推進課）	33	○正誤	39

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年神奈川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域県政総合センター所長」の次に「(以下「所長」という。)」を加え、同条第1号中「第9条の3の3第3項」を「法第9条の3の3第3項」に改め、同条第13号中「及び産業廃棄物又は」を「又は産業廃棄物若しくは」に改め、「する者」の次に「(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)」を加え、「から第15号まで及び第23号」を「、第15号及び第25号」に改め、同条第23号を第25号とし、第19号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改め、同条第20号とし、同条第17号中「第19条の11第1項」を「第19条の12第1項」に改め、同条第19号とし、同条第16号中「命じる」を「命ずる」に改め、同条第17号とし、同条の

次に次の1号を加える。

(18) 法第19条の10第2項において準用する法第19条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従つて産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第1条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 法第17条の2第3項において準用する法第19条の3の規定により、有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第4条第1項中「第9条第1項」を「法第9条第1項」に、「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改める。

第6条中「地域県政総合センター所長」を「所長」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「法第9条第1項」に改め、「当該」を削り、「地域県政総合センター所長」を「所長」に改める。

第8条中「記載するものとする」を「記載しなければならない」に改める。

第11条及び第12条中「及び」の次に「省令」を加える。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書)」を付する。

第13条の6中「第10号様式の6」を「第10号様式の7」に改め、同条を第13条の7とする。

第13条の5中「第10号様式の5」を「第10号様式の6」に改め、

この公報は再生紙を使用しています

同条を第13条の6とする。

第13条の4中「(第10号様式の4)」を「(第10号様式の5)」に改め、同条を第13条の5とする。

第13条の3中「第10号様式の3」を「第10号様式の4」に改め、同条を第13条の4とする。

第13条の2中「第10号様式の2」を「第10号様式の3」に改め、同条を第13条の3とする。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 省令第5条の5の2の2第1項及び省令第5条の10の2の2第1項の申請書は、第10号様式の2によるものとする。

第14条中「又は」の次に「法」を加え、「よる届出書を知事に提出して行うものとする」を「よらなければならない」に改める。

第21条第1項中「又は」の次に「省令」を加え、「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第3項中「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第5項中「申請をしなければ」を「申請しなければ」に改める。

第22条第1項中「第14条の4第1項」を「法第14条の4第1項」に、「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改める。

第23条中「地域県政総合センター所長(当該産業廃棄物処理業者等が最終処分場の設置者である場合には、知事)を「知事(最終処分場を設置する産業廃棄物処分業者等以外の者にあつては、所長)」に改める。

第24条中「当該」を削り、「知事」の次に「(最終処分場における処分以外の事業を廃止した場合にあつては、所長)」を加える。

第24条の2中「及び」の次に「省令」を加える。

第25条第1項中「第15条の2の6第1項」を「法第15条の2の6第1項」に、「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改める。

第26条中「又は地域県政総合センター所長」を削る。

第27条中「第15条の2の6第1項」を「法第15条の2の6第1項」に改め、「当該」を削り、「産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者」を「産業廃棄物処分業者等」に、「地域県政総合センター所長」を「所長」に改める。

第27条の4中「よる届出書を所長に提出して行うものとする」を「よらなければならない」に改める。

第30条第1項中「第19条の11第1項」を「第19条の12第1項」に改め、同条第2項中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第31条第1項及び第3項中「申請するものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第5項中「、行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第6項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第33条の見出し中「及び経由」を削り、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

法、政令、省令及びこの規則の規定により知事又は所長に提出する書類の部数は、1部とする。ただし、知事に提出する書類のうち、次に掲げる書類については2部とする。

第33条第1項第1号中「設置又は」を「設置の許可又はこれに係る事項の」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項第2号から

第6号までを次のように改める。

(2) 法第14条第6項若しくは第7項又は法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の許可若しくはその更新又は産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に係る書類(最終処分場を設置する者に係るものに限る。)

(3) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物の処分の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出に係る書類(最終処分場を設置する者に係るものに限る。)

(4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当した旨の届出に係る書類(最終処分場を設置する者に係るものに限る。)

(5) 法第14条の4第6項若しくは第7項又は法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可若しくはその更新又は特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に係る書類(最終処分場を設置する者に係るものに限る。)

(6) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出に係る書類(最終処分場を設置する者に係るものに限る。)

第33条第1項第7号から第9号までを削り、同項第10号中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は」を削り、「最終処分場」の次に「を設置する者」を加え、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号中「設置又は」を「設置の許可又はこれに係る事項の」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

(9) 法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

(10) 法第15条の2の5第1項又は第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置の届出に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

(11) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

第33条第1項第15号及び第16号を削り、同項第14号中「産業廃棄物処理業者等」を「産業廃棄物処分業者等」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「産業廃棄物処理業者等」を「産業廃棄物処分業者等」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「産業廃棄物処理業者等」を「産業廃棄物処分業者等」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第4項の規定による産業廃棄物処理施設が最終処分場である場合における埋立処分の終了の届出に係る書類(産業廃棄物処分業

者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

(13) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項又は法第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物処理施設が最終処分場である場合における最終処分場の廃止の確認の申請に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

第33条第1項第17号及び第18号を次のように改める。

(17) 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による産業廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出に関する書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

(18) 省令第12条の7の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場の状況等の報告に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

第33条第1項第20号及び第21号を削り、同項第19号中「再交付」の次に「の申請」を加え、「産業廃棄物処理業者等」を「産業廃棄物処分業者等」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同項第22号とし、同項第18号の次に次の3号を加える。

(19) 省令第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置の届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業の廃止の届出に係る書類(産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。)

(20) 第22条第1項の規定による最終処分場を設置する者に係る産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の再交付の申請に係る書類

(21) 第23条の規定による最終処分場を設置する者に係る産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の休業又は再開の届出に係る書類

第33条第2項を削る。

第6号様式の備考2中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」を「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に改める。

第10号様式(表)中「一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書」の次に「(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの以外用)」を、「一般廃棄物最終処分場」の次に「(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。)」を加え、同様式(裏)の備考2中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に、「基準命令」を「基準省令」に改め、同様式(裏)の備考3及び4中「基準命令」を「基準省令」に改め、同様式(裏)の備考5中「規定する」を「掲げる」に改める。

第10号様式の6中「(第13条の6関係)」を「(第13条の7関係)」に改め、同様式を第10号様式の7とする。

第10号様式の5中「(第13条の5関係)」を「(第13条の6関係)」に改め、同様式を第10号様式の6とする。

第10号様式の4中「(第13条の4関係)」を「(第13条の5関係)」に改め、同様式を第10号様式の5とする。

第10号様式の3中「(第13条の3関係)」を「(第13条の4関係)」に改め、同様式を第10号様式の4とする。

第10号様式の2中「(第13条の2関係)」を「(第13条の3関係)」に改め、同様式を第10号様式の3とする。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2 (第13条の2 関係) (表) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの用)

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名 (法人又は市町村にあつては、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。)の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 場 所	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号 又 は 届 出 年 月 日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋め立てた水銀処理物の数量	m ³
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 m ² 埋立ての深さ m
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※ 事 務 処 理 欄	

備考 1 ※の欄は記入しないでください。

2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。

3 覆いとは、基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいいます。

4 講じた措置とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいいます。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類及び図面並びに基準不適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面を添付してください。

第26号様式の4中「神奈川県 地域県政総合センター所長」を「神奈川県知事」に改める。(神奈川県 地域県政総合センター所長)

第28号様式中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第18号

次に掲げる公印を改刻し、平成31年1月4日からその使用を開始した。

平成31年1月18日

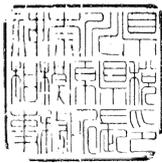
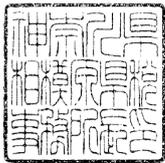
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

神奈川県相模原県税事務所長印

(改刻後の印影)

(改刻前の印影)



神奈川県告示第19号

救急病院等の認定(平成元年神奈川県告示第580号)の一部を次のように改正する。

平成31年1月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院の項を削り、同表に次のように加える。

Table with 3 columns: 医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院, 茅ヶ崎市幸町14の1, 平成31年1月13日から平成34年1月12日まで

神奈川県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、平成31年1月18日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道1号
2 供用開始の区間
足柄下郡箱根町湯本字三枚橋923番2から

同 910番5まで

- 3 供用開始の日
平成31年1月18日

神奈川県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定(平成27年神奈川県告示第127号)により指定した区域について、次のとおり指定を解除する。

平成31年1月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

Table with 3 columns: 区域の名称, 解除する区域, 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて一般の縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月18日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村 上 健 司

公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法令執行規程(昭和31年神奈川県選挙管理委員会告示第27号)の一部を次のように改正する。

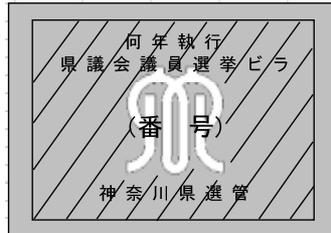
第8条第1項中「、第2号及び第3号」を「及び第2号から第4号まで」に改め、同条第2項中「衆議院(小選挙区選出)議員」の次に「及び県議会議員」を加える。

第57条中「第6項」を「第8項」に改める。

第4号様式の2の備考中「衆議院(小選挙区選出)議員」の次に「及び県議会議員」を加える。

第4号様式の3その3の次に次のように加える。

その4 県議会議員選挙の場合



- 備考 1 文字は黒色、県章は色抜きとする。
2 地模様及びその色は、その都度定める。
3 何年執行の表示は、第何回の表示をもつて代え、又は省略することができる。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

(1) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書に係る様式の新設（第13条の2（新設）及び第10号様式の2（新設）関係）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号。以下「改正政令」という。）が平成27年11月11日に公布され、平成28年4月1日及び平成29年10月1日に2段階で施行された。
- この中で、平成29年10月1日の改正政令の第2段施行において、廃水銀を処分するために処理したものであって環境省令で定める水銀の溶出についての判定基準に適合しないもの（以下「基準不適合水銀処理物」という。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこととされた（改正後の施行令第3条第3号ヌ）。
- また、平成29年10月1日の改正政令の施行に併せ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号。以下「改正省令」という。）が平成29年6月9日に公布され、平成29年10月1日から施行され、新設された改正後の施行規則第5条の5の2の2及び第5条の10の2の2により、一般廃棄物の最終処分場及び市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場で基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものの廃止の確認申請を受けようとする場合に知事に提出する申請書の記載事項が新たに規定された。
- このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で改正後の施行規則第5条の5の2の2及び第5条の10の2の2の申請書の様式を定めることとした。
- なお、改正省令附則第3項の経過措置により、改正省令の施行（平成29年10月1日）の際現に埋め立てられている改正後の施行令第3条第3号ヌに規定する水銀処理物については、改正後の施行規則第5条の5の2の2及び第5条の10の2の2の規定にかかわらず、なお従前の例によると規定されている。

(2) 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対する改善命令に係る事務並びに業の許可を取り消され又は事業を廃止した（特別管理）産業廃棄物処理業者等に対する保管等に係る命令に係る事務の地域県政総合センター所長への委任（第1条第16号（新設）及び第18号（新設）関係）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号。以下「改正法」という。）が平成29年6月16日に公布され、改正法の施行期日を定める政令により改正法は電子マニフェストの一部義務化関係を除き、平成30年4月1日から施行された。
- 施行細則においては、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを発出要件とせず、（特別管理）産業廃棄物保管基準又は処理基準に適合しないことを発出要件とする改善命令に係る事務については、地域県政総合センター所長に委任している。
- このため、改正法に基づき、知事に属するものとされた事務のうち、改正後の法第17条の2第3項において準用する第19条の3第2号に係る有害使用済機器の保管及び処分の基準に適合しない有害使用済機器の保管又は処分が行われた場合に有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる「改善命令」に係る事務及び改正後の法第19条の10第2項において読み替えて準用する法第19条の5に係る業の許可を取り消された（特別管理）産業廃棄物処理業者等が（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管を行っているとき、（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該（特別管理）産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずる「保管等に係る命令」に係る事務については、地域

県政総合センター所長に委任することとした。

(3) 書類の提出部数及び経由事務（第 33 条関係）

- 第 33 条において定められている各種申請等の書類の提出部数及び経由事務の規定に関し、所要の改正を行うこととした。

2 改正の内容

(1) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの用）に係る様式の新設（第 13 条の 2（新設）及び第 10 号様式の 2（新設）関係）

- 第 10 号様式の 2 を新設し、本則に改正後の施行規則第 5 条の 5 の 2 の 2 及び第 5 条の 10 の 2 の 2 の申請書は第 10 号様式の 2 による旨を規定する（改正後の第 13 条の 2（新設））。

(2) 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対する改善命令に係る事務並びに業許可を取り消され又は事業を廃止した（特別管理）産業廃棄物処理業者等に対する保管等に係る命令に係る事務の地域県政総合センター所長への委任（第 1 条第 16 号（新設）及び第 18 号（新設）関係）

- 第 1 条で定める所長への委任事務に法第 17 条の 2 第 3 項において準用する法第 19 条の 3 第 2 号に係る有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる「改善命令」に係る事務を新たに追加する（改正後の第 1 条第 16 号（新設））。
- 第 1 条で定める所長への委任事務に改正後の法第 19 条の 10 第 2 項において読み替えて準用する法第 19 条の 5 に係る業の許可を取り消された（特別管理）産業廃棄物処理業者等が（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管を行っているとき認められるときに、（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該（特別管理）産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずる「保管等に係る命令」に係る事務を新たに追加する（改正後の第 1 条第 18 号（新設））。

(3) 書類の提出部数及び経由事務（第 33 条関係）

- 第 33 条第 1 項では知事に提出する書類の部数を原則 2 部としているが、原則 1 部提出とする改正を行い、例外的に 2 部提出を求める書類を本条第 1 項各号に規定する改正を行う。
- 第 33 条第 2 項で定める書類の経由に関しては、経由する必要性が消失したため削除する。

(4) 改正法による法の条項ずれに伴う引用条項の改正等所要の改正

3 施行期日

- 公布の日から施行する。